社会的な自由の構想

東京大学 市野川 容孝

自由と秩序という問題設定に対しては、1. 個々の行為者の自由な活動が(結果的に)秩序を 生み出す、その逆に、2. 一定の秩序や規範こそが自由を可能にする、という 2 つの視座を提示 することができよう。本発表では、後者の視座から出発しながら、「社会的な自由」とは何か、 それを可能にする秩序や規範とは、どのようなものかについて考える。具体的には、敗戦後の日 本の優生政策を批判的に問い直しつつ、社会的な自由を新たに構想し直す途(あるいは自由を社 会的に構想し直す途)を探る。だが、その前に、いくつか一般的なことを述べておきたい。

【1】ホッブズ問題が覆い隠す課題――規範の構想

存在的(ontisch)/存在論的(ontologisch)というM・ハイデガーの区別に重ねて表現するなら、T・パーソンズはホッブズ問題を立てることで、いかなる規範が存在するか、という規範的問いではなく、(規範の内実が何であれ) そもそも規範が存在するとは、どういうことか、という規範論的な問いを立てたと言える。ホッブズ問題を提示した『社会的行為の構造』(1937年)で、パーソンズは、デュルケームの「アノミー」を、自己本意主義(エゴイスム)や愛他主義とは次元の異なる、文字通りの規範の不在(a-+nomos)として読み解いたが(同書、第8章)、このように理解されたアノミーとの対比によって、どのような規範か(エゴイスムか、愛他主義か、等)ではなく、そもそも規範が存在するとは、どういうことか、それはいかにして可能か、という規範論的な問いが立ち上がる。しかし、その規範論的水準では、規範の具体的な違いは限りなく捨象され、たとえばエゴイスムと愛他主義が等価なものとして扱われてしまう。

パーソンズの『社会的行為の構造』は、自由と秩序に関する上の2つの視座のうち、1. を「スペンサーは死んだ」という言葉とともに否定し、2. の視座を打ち出した著作でもあるのだが、どのような秩序や規範なのか、またそれらによって可能になる自由とは、具体的にどのようなものなのか、といった規範的な問いは、規範論的な問いの定立によって、逆にぼやけ、霧消してしまう。ホッブズ問題に対する答えとして、パーソンズは「契約における非契約的要素」(同書、第8章)や「規則への自発的な帰依」(第10章)を提示したけれども、当の契約や規則の内実については、ほとんど何も語られないのである。

規範の観察という作業においても、規範の内実が問題になる限り、規範論的水準から規範的水準への上向が求められるが、規範の構想において、その上向(どのような規範が存在すべきかという問いに答えること)は必須となる。ホッブズ問題にとどまるかぎり、人はあるべき規範や秩序を構想することはできない。パーソンズ、さらにデュルケームに連なって「契約における非契約的要素」を強調しながら、社会学は総じて、社会契約論から距離をとろうとしてきたが、それは逆に言えば、あるべき規範や秩序の構想という課題から社会学が(価値自由等を言い訳としながら)遠ざかろうとしてきたということでもあろう。

【2】接合点/分離点としてのセキュリティ(安全性)

やや一般的なことを、もう1点、述べる。自由と秩序の接合を可能にする概念の一つは、セキュリティ(安全性)である。リベラリズムと呼ばれる思想は、ほぼ例外なく、自由の承認に際し、他人の自由や権利を同等に尊重する限りにおいて、あるいはそれらを侵害しない限りにおいて、という条件を付けてきた。自由そのものの前提をなすこのような条件を、たとえばF・A・ハイエクは「自由の安全装置(safeguard of liberty)」と呼んだ(田中真晴・田中秀夫編訳『市場・知識・自由』ミネルヴァ

書房、223頁)。セキュリティという概念を媒介に、自由と秩序は互いに矛盾なく接合しうる。

しかし、このような接合は恒常的なものではない。E・フロムの『自由からの逃走』(1941年)は、自由が孤立(絆の喪失)と、同時に security (安心)の喪失をもたらすという精神的機制に注目しつつ、これを逆転させて、失われた security を回復するために、人びとが自ら自由を放棄する機制としてナチズムを理解した。この局面において、自由とセキュリティは、互いを否定し合う。

セキュリティは単線的なものではなく、互いに異質な複数の線からなる集合体であり、自由を保証 するセキュリティだけではなく、自由を否定するセキュリティも存在する。だとすれば、事態は、自 由とセキュリティの対立ではなく、セキュリティを構成する異質な線どうしの対立として(たとえば 法的安定性とこれを否定する国家安全保障の対立として)理解されるべきだろう。

【3】社会的な自由

だが、自由という概念も、単線的ではない。本発表では丁寧な概念史をまだ提示できないが、「社会的な自由(soziale Freiheit)」という概念は、E・ブロッホの『希望の原理』(1959年)の「自由と秩序」と題された第36章において、ブロッホが「共産主義者のもっとも気高い先駆者の一人」と評するトマス・モアの『ユートピア』との関連で提示されている。ハイエクの「自由の安全装置」において、諸個人の自由は、互いに他を侵害しないという形で、もっぱら消極的に関係づけられるのに対し、ブロッホの「社会的な自由」においては、ある人の自由が他の人の自由の前提条件となり、その逆でもあるという形で積極的に関係づけられ、しかもその関係がさらに集合化(社会化)される。

A・ホネットも『社会主義の理念』(2015年)で、「社会的な自由」を社会主義の理念として析出しながら、その再生の道を探っている。ホネットは「社会的な自由」を「個人的自由」「リベラルな自由権」と対比しながら、これを自由と連帯(友愛)という二つの理念の結合として提示しているが、その結合の具体的な形は、様々でありうる。

【4】社会的なものと優生政策

弱者の淘汰を力説したH・スペンサーから始まり、優生学と浅からぬ関係をもってきた社会学は、 今日、過去の優生学にどう向き合いながら、どのような自由、どのような規範を構想しうるのか。あ るいは、構想すべきなのか。

2018 年 1 月末、旧優生保護法にもとづいて実施された強制不妊手術の被害者が国家賠償を求めて提訴し、これに加わる被害者が全国に広がっている。この裁判では日本国憲法の第 13 条の解釈が大きな争点となるはずである。同条は「すべて国民は、個人として尊重される」としながらも、国民の生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利は「公共の福祉に反しない限り」で尊重するという制約を付していた。原告側は強制的な不妊手術がこの第 13 条に違反すると主張しているのに対して、かつて国側(旧厚生省等)は同条の「公共の福祉」という文言を根拠に、都道府県の優生保護審査会が「公益上必要」と判断した強制不妊手術は、ゆえに日本国憲法に違反しないと解釈していた。

社会主義や共産主義の支持者の多くが、同時に優生学の支持者でもあったことは、上のブロッホが「最良の優生学」という考えを手放さないことにも見てとれるし(『希望の原理』第35章)、日本でも社会党所属の議員が1947年12月に衆議院に提出した優生保護法の第一案は、その第三章で「強制断種」について定めていた。社会的な自由、あるいは社会的なセキュリティ(社会保障)は、必ずしも優生政策に対する歯止めにはならず、むしろこれらの理念によって優生政策が推進されるということさえある。

このことへの反動から、不介入を基本とする消極的自由に退行しても問題は解決しない。なぜなら、過去の優生政策の問い直しは、障害者のリプロダクティヴ・ライツ(障害者権利条約、第23条)の保障へと前進すべきであり、その保障には積極的な支援が必要であり、自由をその意味で新たに社会的に構想し直す必要があるからである。